

# 環境社会配慮助言委員会 第176回 全体会合

日時 2026年2月6日（金） 13:59～16:14

場所 JICA本部2階202会議室及びオンライン

（独）国際協力機構

## **助言委員**

|           |  |
|-----------|--|
| 東 佳史      | 立命館大学 政策科学部・大学院 教授   |
| 阿部 貴美子    | 実践女子大学 人間社会学部 非常勤講師  |
| 石田 健一     | 元東京大学 大気海洋研究所 海洋生命科学部門 元助教                                       |
| 奥村 重史     | あずさ監査法人 コンサルティング事業部 ディレクター                                       |
| 小椋 健司     | 元日本高速道路インターナショナル株式会社 元プロジェクト担当部長                                 |
| 貝増 匡俊     | 神戸女子大学 家政学部 家政学科 教授  |
| 鎌田 典子     | 一般財団法人 自然環境研究センター研究本部 上席研究員                                      |
| 源氏田 尚子    | 公益財団法人 地球環境戦略研究機関 (IGES)<br>東京サステイナビリティフォーラム フェロー                |
| 重田 康博     | 宇都宮大学 国際学部／国際協力 NGO センター 元教授／政策アドバイザー                            |
| 鋤柄 直純     | 一般財団法人 自然環境研究センター研究本部 元研究主幹                                      |
| 鈴木 和信     | 日本大学 国際関係学部 教授   |
| 鈴木 克徳     | 特定非営利活動法人「持続可能な開発のための教育推進会議 (ESD-J)」 理事                          |
| 田辺 有輝     | 特定非営利活動法人「環境・持続社会」研究センター (JACSES)<br>持続可能な開発と援助プログラム プログラムディレクター |
| 谷本 寿男 (※) | 恵泉女学園大学 人間社会学部 元教授   |
| 錦澤 滋雄     | 東京科学大学 環境・社会理工学院 融合理工学系 准教授                                      |
| 二宮 浩輔     | 山梨県立大学 国際政策学部 元教授  |
| 長谷川 弘     | 広島修道大学 人間環境学部・大学院経済科学研究科 名誉教授                                    |
| 原嶋 洋平 (※) | 拓殖大学 国際学部 教授   |
| 山岡 暁      | 宇都宮大学 地域デザイン科学部 客員教授   |

敬称略、五十音順

(※) 会議室参加

## **JICA**

|        |                  |
|--------|------------------|
| 西井 洋介  | 審査部 環境社会配慮審査課 課長 |
| 池上 宇啓  | 審査部 環境社会配慮監理課 課長 |
| 野村 留美子 | 中東・欧州部 中東第一課 企画役 |

○西井 こんにちは。こちら事務局審査部の西井です。時間になりましたので、環境社会配慮助言委員会全体会合開催をさせていただきたいと思います。

冒頭、音声確認だけ取らせていただきたいと思いますんですが、なんらかサインを送っていただくことは可能でしょうか。音声届いてますでしょうか。はい、ご協力ありがとうございます。

改めまして、本日も皆様、助言委員会全体会合にお集まりいただきまして大変ありがとうございます。早速会合を進めさせていただきたいと思います。

本日は、柴田委員と林副委員長がご欠席の連絡をいただいております。残り20名の委員の皆様のご出席を予定しております。ちょっと衣笠委員がまだ入られておらず、おって入られるか、場合によっては欠席の可能性もあるんですが、とりあえず時間になりましたので、進めさせていただきたいと思います。谷本委員と原嶋委員長には会場からご出席をいただいております。

会議を始める前にこれも毎回恒例で恐縮ではございますが、お願い事項のご連絡をさせていただきたいと思います。

参加者の皆様へということですが、本件、逐語録を作成いたしますので、発言の際は必ずお名乗りいただいたあと、委員長のご指名をお待ちいただき、発言いただきますようお願いいたします。

質問やコメントにつきましては、JICA宛か委員宛か、宛先を明確にさせていただきますようお願いいたします。JICA宛にご質問いただく場合は、JICAの中での、審査部、担当部、調査団など適宜割り振りますので、JICA宛ということだけでいただければ、対応は可能でございます。ほかの方が発言中は発言終わるのを確認してからご発言いただきますようお願いいたします。

会議室から参加の委員の皆様におかれましては、発言される場合には、必ずマイクを活用してご発言いただきますようお願いいたします。また、発言の際にマイクをオン、終わった後はオフということでお願いします。適宜近くのマイクをお回しいただければと思います。お手元にマイクはあるかと思っておりますので、ご活用ください。

オンラインの皆様、ハウリング等を防ぐため、事務局の設定で一律ミュートにさせていただきます。ご発言される際はミュートを外しまして、可能であればカメラをオンにさせていただきますと幸いです。ご発言終わりましたら、以上です、とお伝えいただき、速やかにミュートさせていただきますと幸いです。

毎度ながらの留意事項で大変恐縮ですが、冒頭ご説明させていただきました。

それでは、早速ではございますが、委員長のほうにマイクをお渡しできればと思います。よろしくをお願いいたします。

○原嶋委員長 はい、音声入ってますでしょうか。大丈夫でしょうか。それでは、原嶋でございます。よろしく申し上げます。

改めまして、JICA環境社会配慮助言委員会の第176回の全体会合を開催させていただきます。

既にご報告ありましたが、今日はお二人欠席ということで、会議室から私と谷本委員がご参加ということで、そのほかの委員の皆様はオンラインということでございます。よろしく申し上げます。

それでは、早速議事次第、開会終えましたので、ワーキンググループのスケジュール確認という

ことで、今お手元に2月、3月、4月、日程表が届いているかと思えますけれども、細かい日程の変更については、従来通り、数日中に事務局のほうにご連絡をいただきたいと存じます。

あと大きな何か点で、確認すべき点ございましたら、ここでご発言頂戴しますので、サインを送ってください。事務局から何かあればどうぞ。

○西井 はい、事務局としては特段ございません。

○原嶋委員長 それでは、繰り返しになりますけれども、細かい日程の変更については、数日中に事務局のほうにメールでご連絡をいただきたいと存じます。何か重要な点、あるいは大きな点で確認が必要であれば、ここで承りますので、サインを送ってください。よろしいでしょうか。

それでは、一応ワーキンググループのスケジュールの確認については、これで終えたいと思います。

本日はその他ということで2件ございます。それでは、早速まずその一つ目でエジプトのカイロ地下鉄四号線の延伸事業に関わる経緯報告ということでご報告をいただきますので、ご担当の方、準備が整いましたらお願いします。

○野村 はい、ありがとうございます。中東・欧州部中東第一課の野村と申します。本日はよろしくお願いたします。

今回は、昨年10月6日に予定しておりましたカイロ地下鉄四号線延伸準備調査の世界遺産関連のワーキンググループを延期させていただいた件につきまして、ご説明を差し上げます。

その前にこちらの案件につきましては、皆様にお諮りしてから時間が経っておりますので、これまでの経緯を簡単にご説明させていただきます。

まず、2024年の10月にスコーピングワーキンググループを開催させていただきました。その後、線形の一部が世界遺産区域を通過するということが判明したため、24年11月の全体会合で状況を説明させていただきました。

そのうえで、世界遺産区間については、別途スコーピングワーキンググループを開催すること、それ以外の区間につきましては、助言を確定させていただくということをご決定いただきました。その後、世界遺産区間以外については調査を開始いたしまして、昨年の5月と9月にステークホルダー協議を実施いたしました。

他方、世界遺産区間のスコーピングワーキンググループについては、10月6日のワーキンググループでお諮りすべく、9月12日にドラフトをお送りしたのですが、その後、誠に恐縮ながら延期させていただきました。次のスライドをお願いします。

延期をさせていただいた背景ですけれども、実施機関であるエジプトのトンネル公団、我々NATと呼んでおりますけれども、こちらに大統領官邸から、世界遺産区間における線形の変更と、それから新駅の追加に関する検討依頼が寄せられたということがございました。

こちらの大統領官邸からの依頼の背景としましては、この地域の再生を目的とした開発計画が進められておまして、この計画を承知していた大統領官邸から、NATに対して検討要請が寄せられたという次第でございます。該当する場所は、この右の下の地図の白い丸で囲んだ部分となっております。次のスライドをお願いします。

大統領官邸から検討があった線形と新駅につきましてですが、こちらの図をご覧いただきたいと思えます。水色の線が、もともと調査団が推奨していた線形となります。大統領官邸から検討依頼

があった線形につきましては、ここから左上にカーブした緑色の線となっております。このカーブした線の真ん中から少し下にございますのが、今回提案されている新駅となっております。地図の中に、薄い白で示している道路があると思いますが、こちらエジプト政府が実施中の道路事業となっております。

我々としては、この提案された新駅につきまして、次のことを確認する必要が生じました。今後、更なる線形変更や新駅の却下などがエジプト側で起きないのかどうかということ、それから道路以外の建築物も含めて、どのような状況なのかという周辺環境の確認、それから、この地域はもともと墓地があるという情報を得ておりましたので、墓地への影響が発生しないのかどうか、こういった点について確認する必要が生じました。

その確認結果によりましては、助言委員会での議論の前提に関わるということから、情報の確認と再整理を行うために、10月のワーキンググループの開催を一旦延期させていただきました。次のスライドをお願いします。

そこで調査団としては、昨年の11月、それから12月にかけて、新駅追加エリアの現地視察を実施いたしました。その結果、次のことを確認いたしました。

新駅の追加が検討されている地域にあるAl-Sayeda Nafisa Mosqueというのがございまして、こちらは地図の真ん中より少し上のほうに、ちょっと見づらいかもしれないのですが、白い文字で書いてございますが、このモスクの周りの周回道路、こちらの工事が既に進行中で、ほぼ終わっているという段階でございまして、こちらがちょっと見えづらいかもかもしれませんが、写真の1番と2番でご確認いただけます。地上からの工事は原則的にこの出来上がっている道路の用地内で実施することが可能となります。

また、先ほど申し上げた新駅ですけれども、この長方形になっている辺りですけれども、この新駅追加エリアの地表面にもイスラム墓地がないということを確認いたしました。こちらは写真3でご確認いただけます。

以上を踏まえまして、新駅追加案を含めた代替案検討を実施しております。なお、関係機関の承認並びに調整状況ですけれども、運輸省は承認しているということで、次のエジプト最高考古評議会、SCAと呼ばれていますが、こちらからは新駅追加に関する原則承認を得ております。

ただし、UNESCOが求める遺跡影響調査、HIAと呼ばれておりますけれども、こういった調査の詳細な結果に基づくレビューというのが前提となっております。なお、UNESCOにつきましては、スコーピングワーキンググループ後に実施するこの遺跡影響調査、HIAをSCAに提出することになっております。

このSCAの承認を得たあとに、SCAがUNESCOに提出するというプロセスとなっております。UNESCOとしてはRecommendationを出すという立場というふうに聞いております。次のスライドをお願いします。

今後の想定スケジュールとしては、委員の皆様のご都合にもよるのですが、可能であれば、来月3月にスコーピングワーキンググループを開催させていただきたいというふうに考えております。

また、その翌月に全体会合を開催いただきまして、助言確定をお願いしたあと、追加調査を実施してまいります。また、世界遺産地域を対象にステークホルダー協議を2回開催いたします。その結

果を踏まえまして、ドラフトファイナルを取りまとめまして、10月頃にワーキンググループにかけさせていただきます。翌月11月に助言確定をお願いしたいというふうに考えております。

私からの説明は以上です。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。それでは、今ご説明をいただきました内容に対して、ご質問等承りますので、サインを送っていただきたいと思いますが、一応慣例に従いまして、原則として3人ずつの単位で受け止めをお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは鋤柄委員、聞こえますか。お願いしてよろしいでしょうか。

○鋤柄委員 はい、鋤柄です。3点お伺いしたい点がござります。

一つ目はそのHIA、遺跡追跡調査のスケジュールです。スライドの5番、このスケジュールでいきますと、HIAの実施はどの部分に入るのでしょうか。それをお伺いしたいと思います。

あと2点目は、大統領府から、ということでしたけれども、JICAに世界遺産地域のコアゾーンでのプロジェクト要請があったと。そのニュアンスにもよりますけれども、あまりその選択の余地がないという、今の説明をお伺いして、そういう感想です。お伺いしたいのは、エジプト側のほうでJICAのガイドライン、保護地域でのプロジェクトの実施は原則的にはやらないということについて、どう考えておられるのか。これまで情報の共有にやや問題があったというようなこともお伺いしましたので、その辺のやり取りはかなりされていると思いますが、エジプト側のJICAガイドラインに対する理解というのはどういうものなのか、という点をお聞きしたいと思います。

3点目なんですけど、ざっくりばらんなことですが、今後の態度として、JICAは、あくまでも世界遺産地域への影響を軽減するルート・駅の位置の代替案を追求して、先方と協議していくのか。あるいは、あまり変更の余地がないものとして、エジプト側の要請に従いつつ、施工面での影響軽減ですとか、そういったことに努めるのか、あるいはガイドラインに相当反しているの、遺産地域に影響を与える変更はできないという態度なのか。ほかにもあるかもしれませんけれども、現在の見解としては、どのような方向性を考えておられるのか、それについてお伺いしたいと思います。

以上です。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

それでは石田委員、どうぞご発言ください。

○石田委員 石田です。

まず申し上げたいのは、最初に私はワーキングでたまたま主査だったんですが、ワーキングを実施してから、本当にもう1年以上、その間にいろんな経緯があって、JICAの皆さんも本当にお疲れさまでした。かなりいろんなことがあったんじゃないかと推察もしています。

それで、その点からちょっと一つだけお聞きしたいと思ってることがあります。

相手国があることなので時間がかかるっていうのは、もちろん承知はしていますが、その間にこの都市計画なり、社会開発計画なりも1年分進むということにもなりますし、交通計画も実際に進んでいくと思うんです。そういうところとの、なんかアジャストメントっていうか、調整みたいなものが生じないのかなということが気になりますので、今後のためということもあって、ちょっと教えていただきたいんですが、世界遺産を通したことで線形の変更が生じた計画変更が、こういうふうに1年ぐらいかかってしまうものなんでしょうか。それともそれはこの国だったからというような、そんなところなんですか。その間の事情、差し支えない範囲で教えていただければなと思うところ

です。

以上です。

○原嶋委員長 それでは鎌田委員、聞こえますか。お願いしてよろしいですか。

○鎌田委員 はい、委員長、ありがとうございます。また、ご説明ありがとうございます。

JICAさんへの質問なんですけど、1点目は鋤柄委員と重複しておりまして、HIAのスケジュールがもしわかれば教えていただきたいです。

あと本件、相手国だけじゃなくて、今後UNESCOが絡んでくると思います。恐らくUNESCOの世界遺産センターにHIAの結果を提出したあと、ICOMOSと呼ばれる文化遺産の諮問機関が確認して、レビューの結果を報告してくるということで、相手国との調整以上にもスケジュール恐らく思っているより長くかかるんじゃないかと思うので、その点もちょっと想定してスケジュールをご確認いただければと思います。

あともう1点、今回新駅追加の場所、3ページ目、元の線形の場所とそこまでずれてないかなと思うんですけど、やはり線形まで変えるというのは新駅の場所に影響しているということですか。

以上、2点です。よろしくをお願いします。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございました。それでは一応ここまでで、ご担当の方からお願いします。

○野村 はい、私のほうから答えさせていただきます。

委員の先生、ご質問ありがとうございました。

まず鋤柄委員の質問の1点目の、こちら鎌田委員からもいただいたご質問となりますが、HIAのスケジュールについてご説明差し上げます。こちらは、もし3月にスコーピングワーキンググループを開催させていただけますと、翌月の4月に全体会合となりますが、その全体会合が終わったあとの、できれば今年の4月から3か月ほどかけて実施する予定となっております。HIAの中には既に実施を始めております代替案比較なども入っておりますので、3か月ぐらいで終わらせることができるというふうに考えております。

それから、2点目のご質問。大統領府からの依頼ということで選択の余地はないのかと、JICAのガイドラインのことを理解しているのかというご質問をいただいたかと思っております。こちらについては、実施機関であるNATが我々のカウンターパートとなっておりますので、こちらのほうには再三、この助言委員会の重要性と、JICAガイドラインの内容について説明をしてきておりまして、去年の世界遺産の話もありましたので、改めて申し入れを行いまして、十分に理解いただいているというふうに聞いています。

ですので、選択の余地がないということは当然なくて、我々としては、代替案を十分に検討して、そのうえで、もしその代替案の結果が先方政府の意向と合わないもので、もしあるとすれば、それはきちんと先方に理解をいただくように求めていくということになるのかと思っております。

そして3点目の世界遺産への、こちらは多分2点目の質問と少しかぶっている部分もあるかと思うんですけども、代替案を協議するのかというご質問をいただいたかと思っております。また、施工面での影響軽減などしかならないのかというようなご質問だったかと思っておりますが、今申し上げたとおり、我々としてはきちんと、保護区域を通らない代替案も十分に検討したうえで、皆様に次のスコーピングワーキンググループでお諮りしたいと考えております。

続きまして、石田主査からいただいたご質問となります。1年経過して都市計画や開発計画についても、いろいろ変わってきてるのではないかと、アジャストメントも必要になってくる場面もあるのではないかとご指摘があったかと思えます。本当に1年もお待たせしてしまいまして、大変恐縮でございました。

この間にいろいろと現地で行われている都市計画ですとか、開発計画についても、調査団としましては情報収集をして、それを反映したうえで、今回の代替案も含めた検討を行っておりますので、そういったものは踏まえての検討結果となっていると考えております。

それから鎌田委員からいただきまして、1点目はHIAのスケジュールということで、先ほどお答えしたとおりですが、2点目の点が、UNESCOとの協議等も入ってくるので時間がかかるのではないかとご指摘をいただいたかと思えます。

こちらは本当にご指摘のとおりでして、我々がNATとともに実施するHIA、こちらにはそれなりの時間がかかりますし、そのあと、SCAのレビューを経て、SCAがUNESCOに提出をするというプロセスに入っていきますので、どれくらいの本当に時間かかるのか、正直申し上げて読めない部分がございます。

ただ、それを今回の調査期間内に全て網羅していくとか、全てカバーするというのは、ちょっと調査期間的にも難しいとは思っているのですけれども、ただUNESCOから出るRecommendationに対して、きちんとNATとしてフォローするように、借款の条件としてそういったものを入れていくということで、担保できるのかなと考えております。

3点目のご質問が、新駅を追加するだけでなく、線形も少ししか変わっていないけれども、変更するのでしょうかというご意見があったと思えますが、道路に沿った形でこの駅を作るということでもありますので、線形の変更が必要になったという経緯でございます。

私のほうからは以上です。

○原嶋委員長 それでは、まず会議室から、谷本委員からご発言いただいたあと、奥村委員、小椋委員にお願いしたいと思います。どうぞ。

○谷本委員 はい、谷本です。

非常にささいなことなんですけど、まずスライドの2を開けてください。ここで、真ん中のところ、背景の3行目にEngineering Armed Forces Authorityってありますけど、これは軍の関係ですかと。で、こういう軍が開発計画とか、あるいは詳細設計とか、こういうところをやるんですか。これは西井さん、ガイドライン上は問題ない。この辺ちょっとお願いします。これが1点目。

それから2点目です。スライドの3で、新駅追加にかかる確認・検討事項。この中で、他の要因や再検討によるという記述がありますけども、この他の要因というのは具体的にどういうことか、想定をされておりますか。この2点をお願いします。

以上です。

○原嶋委員長 それでは奥村委員、どうぞご発言ください。

○奥村委員 奥村です。5枚目に移っていただけますでしょうか。

スコーピングワーキンググループを3月に実施して、4月にステークホルダー協議を実施するということなのですが、スコーピングワーキンググループから、ステークホルダー協議まで、1か月しかないのです。スコーピングワーキンググループの前にステークホルダー協議の準備を進めると

ということなのでしょうか。それとも、スコーピングワーキンググループの意見を踏まえて、そのあとに第1回のステークホルダー協議を開始するのでしょうか。時間的にちょっと短そうで難しいのかなと思って。十分なステークホルダー集められるのかがちょっと心配になりまして。1点目がまずその質問です。

もう1点はちょっと事務的な質問なのですが、スコーピングワーキンググループの3月のものですが、これは前回のワーキンググループに参加した委員が参加するということになるのでしょうか。そうすると、また一番最初にお示しいただいた3月のワーキンググループの日程表とは、また別途日程を調整して実施するということになるのでしょうか。

以上、2点よろしく申し上げます。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございました。

それでは小椋委員、どうぞご発言ください。

○小椋委員 はい、ご説明ありがとうございました。

私も石田委員が主査をされたこのワーキングに参加いたしておりまして、その頃からの変移について伺いたいのですけれども、何ページ目かにRAPの調査が2025年の7月で終わっているということなのですが、この線形変更に伴って、移転対象住民の方の増減、あるいは移転対象住民のその線形変更後の対象の方への説明、あるいは合意形成がどうなってますかという質問です。

以上です。

○原嶋委員長 では、お願いしてよろしいでしょうか。

○野村 はい、ご質問ありがとうございました。

谷本委員からご質問のありましたEngineering Armed Forces Authorityというところなのですが、こちら、ご指摘のとおりエジプトの防衛省の傘下にある組織となっております、国として進める大規模なインフラですとか、病院とか、学校も含めて、相当多くの工事、開発をやっている組織となっております。

なので、カイロ市内だけではなくて、エジプト全土で、かなり大規模な開発を実施しているという組織だと聞いておりまして、こちらの今回お話をさせていただいておりますカイロ歴史地区においても、この組織が主導して道路計画を作って、工事をしていると聞いております。

それがガイドライン上問題ないのかということなのですが、道路は我々の事業とは別事業と理解しておりますので、このJICAのガイドラインを適用させていただくのは、あくまでこのカイロメトロの事業だと理解しております。

それから、スライドにありました他の要因ということになりますけど、ここは大統領官邸以外の要因と、あまり考えずに書いてしまいましたので、特に深い意味はございません。

それから奥村委員からご質問のありました1点目のところ、スコーピングワーキンググループが3月にある場合、ステークホルダーミーティングが4月にあるので、かなり短期間の準備期間になってしまうのではないかとということなのですが、こちらはあくまで、スコーピングワーキンググループの結果を受けて、その結果を踏まえてアレンジするというふうを考えておりますので、もしこの1か月で難しいという場合は、少し後ろ倒しにしていくものと考えております。

2点目のワーキンググループのメンバーとそれから日程の調整に関しましては、審査部のほうからお願いしてよろしいでしょうか。

○西井 はい、ありがとうございます。審査部事務局の西井でございます。

ワーキンググループの開催方法に関しましては、もともとのワーキングの議論との継続性の観点がございますので、もし可能であれば、前回と同様、同じメンバーの方々に継続審議をいただきたいと考えております。ですので、前回のワーキンググループと同様に対象メンバーの皆様とご相談させていただき、日程調整を別途させていただいて、開催をさせていただくことを考えております。

取り急ぎ、以上になります。

○野村 ありがとうございます。

最後の小椋委員からのご質問に関してなんですけれども、すいません、ちょっとRAPの話を2017年に終わっているといったくんだり聞き取れたのですが、大変申しわけないのですが、もう一度ご質問をいただいてもよろしいでしょうか。

○小椋委員 はい、このページで、RAPの調査開始が2025年の7月で済となっているので、この表現がどういう意味かわからなかったものですから、線形変更があったのちのRAP調査をされるのかどうかということと、移転対象住民の方が変わっているのじゃないのかなと思ってまして。さすれば、新しい移転対象住民の方に対する合意形成はどうなっていますかということです。

これでよろしいでしょうか。

○野村 はい、どうもありがとうございます。

こちらこの表では世界遺産区間以外と、それから世界遺産区間を分けて書かせていただいておりますので、このEIAとRAPが終わっているというのは、世界遺産区間以外の部分となっております。ですので、世界遺産区間につきましては、別途、EIAとRAPの調査を行いまして、ステークホルダー協議も別途行いまして、調査を行うという立て付けになっております。

お答えになってますでしょうか。

○小椋委員 はい、承知しました。

○原嶋委員長 それでは石田委員、どうぞご発言ください。

○石田委員 はい、ありがとうございます。先ほどの回答ありがとうございます。

それでさらに思うのは、世界遺産というような重要な場所にインフラ建設がかぶさってしまうという案件なわけですね、これ。それは今後も出現すると考えます。多分古い歴史を持っているような国だと、掘ればいろいろ出てくるとか、京都やローマみたいなところですね、カイロはいわば。そういうこともあると思いますので、その時のためにも、今回の経緯を踏まえて、思ってるよりリスクがかかるということ、それから時間を長めに見なくてはいけない等の教訓が出てきたはずだと思うんです。

それを今後、こういった世界遺産のそばを通すだとか、自然保護区に本当に中を通さなきゃいけないんで、昨年も一つありましたけども、そんなやつに対して、それをワーキングで審査する時の教訓としても提示していただけると、今後そのワーキンググループに入ってくる人たちにも役に立つと思います。

質問ではありません。コメントです。以上です。

○原嶋委員長 それでは、ありがとうございました。

二宮委員、どうぞご発言ください。

○二宮委員 はい、二宮です。私からも1点確認させてください。

今のご質問、それからJICAさんからの答え聞いていても、ちょっと今一つよくわからなかったんですが、基本的なご質問になってしまうかもしれませんが、どうしてこの場所に駅が必要だという話になっているのかっていうのが、そもそもの話ですけど、今一つよく理解できません。

6枚目のスライドで、JICAのほうで、承認状況ということで、他の要因や再検討による更なる線形変更や新駅の却下などがエジプト側で起こらないかという懸念があったということで、そのことを踏まえて、その後、改めてカウンターパートと議論をしていただいて、一旦延期をしたあと、今回再開するということですので、ここに駅が必要だという非常に合理的な理由であるとか、それから、であるから、そこ以外に、ほかに五月雨式にまた変更が生じるということは、恐らくないだろうというような、そういう確認を既になさっていらっやって、次のプロセスに進むという判断になったのかということについて、すいません。基本的なことですけど、もう一度確認をさせてください。

以上です。

○原嶋委員長 今の点は、お答えいただけますか。

○野村 はい、ご質問ありがとうございました。

まず、なぜこの場所に駅が必要かというところでございますけれども、先方政府の計画としましては、このSayeda Nafisaエリアが非常に世界遺産として重要なエリアだということで、逆にこの地域をきちんと再生することで、観光客のアクセスを良くして、活性化をしていきたいという趣旨があったと聞いております。そのために過密化していた道路を整備して、交通の通りを良くすることで、かつそこに駅を通すことで、アクセスを良くしていきたいという計画であったと理解しております。

そこで、この提案というか、検討依頼があったわけですけども、ただエジプト側も意見が変わるようなこともあったりしますので、本当にこれ以上変わらないのかということについて、何度も我々のほうからNATの高官に話を聞きに行きまして、ハイレベルのほうから、これ以上の線形変更、計画変更はないということで、言質を得ておりますので、我々としてもそれを信じているというところになります。

以上です。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございました。

それでは、今いただいたことがありまして、あと率直に申し上げて、恐らくFAQにありますけども、いわゆる例外5条件についての検討も始められていると思うんですけども、そこがちょっとまだはっきりしてないという点があります。後ほど確認したいんですけど、その前に重田委員からのご発言の希望が出ているようなので、どうぞご発言ください。

○重田委員 重田です。

1点確認したいんですけど、5枚目のところで一番下ですか。その前のページです。

UNESCOのHIA後にSCAから申請し助言を得る。このUNESCOの助言は、どこで行われるのか。このワーキングが行われた後になるのか。その時期、タイミングを教えてくださいと思います。

以上です。

○野村 はい、ご質問ありがとうございました。

UNESCOのどこが助言をするのかというところでご質問いただいたかと思えます。

こちら、いろいろとプロセスがございまして、我々のほうでも確認をしたのですけれども、まず

エジプトのフォーカルポイントであるSCAがそのHIAを取りまとめまして、このUNESCOのパリ本部にあるWorld Heritage Centreという事務局のほうに提出をするということになっております。このWorld Heritage Centreを通して、今度はUNESCOのICOMOSがあると思いますけれども、こちらのほうでレビューをするという手順になってございます。

ICOMOSで出されたそのレビュー結果を承認する母体としてあるのが、世界遺産委員会、World Heritage Committeeがございまして、これが確か1年に1回開催されていたかと思っておりますけれども、こちらで承認をすると、Recommendationを承認するという立場なので、事業を承認するという立場ではないという理解でございまして、このCommitteeのほうでRecommendationが決定されると理解しております。

お答えになってますでしょうか。以上です。

○重田委員 それはステークホルダー協議のあとになるってということですね。

○野村 はい、そのとおりです。

○原嶋委員長 はい、どうもありがとうございました。

ちょっと先ほど申し上げました、いわゆる5条件に沿って考えますと、一つ目はこの場所以外、実施可能じゃないという点については、今、二宮委員からもご質問ありましたけれども、もう一度資料の上でも、先方の意向もあると思うんですけども、それを明確に文書という形で、ワーキンググループまでにまとめていただきたいという点が1点。

5条件の2番目については特にあまり問題はないと思っておりますけれども、3番目に関しては、UNESCOの管理計画なども含むということが理解できますので、UNESCOの今ご指摘になりました一連の手続との整合性ということが、3の条件の中で満たせるのかどうかということ、その5条件に沿って、ワーキンググループまでにはまとめていただきたい。ちょっと日程的な齟齬については、何人かの先生からご指摘があって、今ご説明いただいた中では、それを確保する形で、タイミングは合わないかもしれないというのは、ちょっと幅があったようなご説明だったんですけど、日程的なことも含めて、3番目の条件の充足可能性について、しっかりとワーキンググループまでに整理していただきたいという点です。

で、4番目については、これは恐らく住民の移転がどういう形になるかちょっとわからないですけども、多分少なからず出るということで、住民の移転もそうですし、ここの中には恐らくUNESCOもある意味ではステークホルダーということになるろうかと思っておりますし、UNESCO、あるいは今ありましたけれども、ICOMOSとかWorld Heritage Committeeとか、そういったところの協議、あるいはこの文書では過去形で合意が得られていることって書いてあるので、今のことで日程的なタイミングがちょっと合うのかどうか、ちょっと審査部とも協議していただいて、それに4番目の条件を満たせるのかということ、しっかりとワーキンググループまでに整理していただきたいということです。

特に5番目。これも今、ご説明の中でありましたけれども、逆にこのような形で、世界遺産の域内に駅を作ることによって、積極的にその地域を利用、活用する、あるいは、保護を増進するとか、再生するとか、そういった意図的な取り組みがもし付加されるということであれば、それは5条件の中の5ということの条件の可能性はある。そのあたりもワーキンググループまでに、少しこの条件に沿って、整理していただいて、まとめていただきたいというのが、今、全体のご質問を伺ったことのまとめということができるとは思いますけれども、その点、いかがでしょうか。

○野村 はい、ありがとうございます。充足すべき5条件につきましては、次回のスコーピングワーキンググループで、整理をしてご説明差し上げたいと思っております。ありがとうございます。

○原嶋委員長 繰り返しになりますが、ちょっと日程的に、UNESCOは広い意味での保護計画を示されているでしょうし、ステークホルダーでもあるので、2番、3番、4番の条件の中ではタイミングについて考えていただきたいんですけど、そのタイミングの問題はあまり厳しく問うていいかどうか分かりませんが、あとその段階では合意が得られないのであれば、その合意の実行をどう確保するかという、その確保手段も含めて、ちょっとまとめていただきたいと思っておりますけども、よろしくをお願いします。

ということで、今一応の皆さんからのご意見、ある程度、少し集約させていただきましたけども、本来的には世界遺産の地域を利用されるということについては、決して歓迎すべきことではないんですが、もし、これは皆さん、ご理解いただいているとおり、もし例外的にやむを得ない状況であればということで、5つの条件が示されておりますので、恐らくJICAの側、これを狙ってんだらうと最初から思っているんですけども、そうであれば、それに沿ってきちっとワーキンググループまでに、全体の事情をそれに合わせて整理していただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

ほかどうぞ、遠慮なく発言いただきたいと思っておりますので。

谷本委員、どうぞ。

○谷本委員 先ほどの宿題、軍の、あるいはガイドライン。これは確実にこのプロジェクトに関係していますよね。要するに駅を追加するという。ですから、これはこの事業で軍の関係のコンサルタント企業が入ってくるなら、JICAさんのガイドラインで抵触しないか。これ、どうですか。

○西井 はい、審査部、西井でございます。

先ほど野村からも一部ご説明させていただいたかと思うのですが、今回のこの機関が計画している都市計画の事業に関連するところは道路事業でございます。道路事業の建設自体は、この事業とは別ものとして、既に建設されているものでございますので、この駅自体の建設は直接関わってはいないということで整理をさせていただきます。

その道路の事業地を使うことにはなるんですが、この駅の建設計画自体を、Engineering Armed Forces Authorityが計画を作っているわけではないということですので、そこは整理できるかなと理解しております。

○原嶋委員長 今の点で意地悪な質問すると、ダブルユースってことはないか確認する必要があるかもしれない。要はその民生利用と軍事利用と。もしかしたらそれは一応そういう可能性はあるので。

鈴木和信委員、どうぞご発言ください。

○鈴木（和）委員 ありがとうございます。鈴木です。

ただのコメントなんですけれども、先ほど委員長がおっしゃられた5条件のところは本当重要なポイントだと思います。やっぱりこの世界遺産を開発の何かに使いたいって人がよく見えるんですけども、一番怖いのは年に1回しかない、その世界遺産委員会のほうで、議論がされるわけですけども、Recommendation Letterを取り付けるって前提になってるんですけども、やっぱり一番怖いのは、この世界遺産が危機遺産リストとかに入っちゃうと、いろんな厄介なことになるので、やはり基本的にはそこを十分注意しながら、JICAとしてはその5条件のところをちゃんと確認し、どこかでやっ

ぱりUNESCOとの連絡調整をこのNATっていうところを通じて、なんらかの形で情報を取っておいて、柔軟に対応することが必要なと思ってまして、時間軸の話もありますけども、世界遺産という国際フレームワークを使う非常に難しい案件だなというふうに思いました。

単なるコメントでございます。ありがとうございます。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございました。

それでは、一応このあとのワーキンググループに向けて、いろいろ準備されていると思いますけども、今申し上げたその5条件に沿ったドキュメンテーションをしっかりとまとめていただいて公開していただくということは、ぜひお願いしたいと思っておりますので、確認になりますけど、お願いします。

あとほかよろしいでしょうか。特にワーキングにご参加予定の方もいらっしゃるでしょうし、ご参加されない方もいらっしゃると思っておりますけども、どうぞ遠慮なくここでご発言いただきたいと思っておりますので、サインを送ってください。ありがとうございました。

繰り返しますけど、逆に積極的にここを活用する、再生するっていうようなご趣旨も出てましたので、そこはそこでポジティブな形で、少し確認していただいて、何がそういう効果を期待できるかっていうことは強調していただくこともよろしいかと思っておりますので、それも含めてよろしく願います。よろしいでしょうか。

それでは、一応3月にワーキンググループ予定をされておりますので、ぜひご参加いただく委員の皆様には、厳しくご指摘、準備いただきたいと思っております。よろしく願います。

特になければ、これでこの件については締めくくりとさせていただきたいと思っておりますけども、いかがでしょうか。何かありましたらご発言ください。

それでは、この件、ここで締めくくりとさせていただきます。どうもありがとうございました。

それでは続きまして、ガイドラインの運用見直しについてということで、多くの資料、届けられていると思っておりますので、西井さんのほうからご説明願います。

○西井 はい、ありがとうございます。改めまして、審査部の西井でございます。

JICAの環境社会配慮ガイドラインの運用見直しについて、ご説明をさせていただきたいと思っております。

皆様、よくよくご承知だとは思いますが、ガイドライン、適正な内容に都度見直しをしていかなければいけない、更新していかなければならないという背景から、定期的に見直し、改正を行うということが求められています。現行のガイドラインも、2022年に制定されてから運用見直しをする時期が来ておりますので、審査部のほうでその準備を開始させていただいているところです。

本日、議題にさせていただいた趣旨ですが、この見直しのプロセスに入るに当たりまして、今後の進め方について、私どもの考えをまずご説明させていただきまして、助言委員の皆様からご意見があればいただきたいということで、今日は大枠の枠組み、進め方の見直しに関して、ご説明をさせていただきたいというところです。

基本的に前回、2010年のガイドラインの見直しを2014年から2015年にかけて実施しておりまして、当時のやり方がある程度踏襲をさせていただいて、全体の枠組みを検討させていただいているというところです。次のページ願います。

本日の説明の流れですが、運用見直しに関連したガイドライン上の規定と、それを踏まえた位置

づけを改めて見直しをさせていただきまして、運用見直しの流れと、あと、検討課題の整理の流れとその枠組みについてご説明をさせていただければと考えています。次のページお願いします。

ガイドラインの規定に関してです。ガイドラインよくご存知だと思いますので、見ていただくとわかるとおり、条文の2.10にガイドラインの見直しに関して明確に規定がされております。少し読み上げさせていただきますが、2.10の2項でございます。

本ガイドラインの運用実態について確認を行い、関係者の意見を聞きつつ5年以内に運用面の見直しを行う。また、本ガイドライン施行後10年以内にレビュー結果に基づき包括的な検討を行う。それらの結果、必要に応じて改正を行う。改正に当たっては、日本国政府、開発途上国政府、開発途上国のNGO、日本のNGOや企業、専門家等の意見を聞いたうえで、透明性と説明責任を確保したプロセスで行う、ということが書かれております。

つまり我々のガイドラインに規定されているルールは、5年以内に行う運用面の見直しというものと、10年以内に行う包括的な検討、ガイドラインの改正、これの2段階構造になっているということです。

現行のガイドラインが施行されたのが2022年4月ですので、来年3月末をもって5年が経ちますので、今回は運用面の見直しをしなければいけないというタイミングに差し掛かっているということで、検討に着手しているところです。ちなみに10年目の改正は、2032年までということになっております。

見直しの位置づけですが、改めてその解釈を整理させていただければと思います。5年目の運用見直しと10年以内の包括的な改正というのは、我々の中では異なるものだとして理解しております。

5年以内の運用見直しがどういうものなのかということに関しましては、2010年のもともとのガイドラインが作成された時の有識者委員会等でもいろいろと議論がなされていますし、前回2010年ガイドラインの運用見直しの際にも、ここら辺の整理がされているところです。

我々の認識としましては、5年以内の運用見直しに関してなんですけれど、先ほどの条文にもありませんでしたが、本ガイドラインの運用実態について確認を行い、という前置きがされております。この文言の意味なんですけれど、確認すべきは運用実態です。これは要はガイドラインが守られているかどうかということではなくて、要はガイドライン違反があるかないかというのは個別案件の中で見るものですが、あくまで運用において難しい部分、不都合が生じている部分を指す、それを確認する、あるいは是正していくという作業だという理解です。

前回の2010年の時も、こういう整理をしたんですが、運用面で現に不都合が生じていて、かつ、10年以内に行うレビュー結果に基づき、包括的な検討を待たずに対応すべきものについては是正を行う作業であるというふうに位置づけております。ですので、文字どおり運用面の見直しですので、現行ガイドライン自体は前提として、その運用面での不都合がないかというところをチェックする作業と理解しております。

具体的な内容としましては、ですので、5年以内の運用見直しの内容、あんまり厳密に規定するわけではなくて、あくまでイメージだというふうに理解いただくとありがたいんですが、例えば用語の解釈ですとか、範囲をもうちょっと明確にしないといけないものがあるんじゃないかとか、環境社会配慮の方法、手続ですとか、実務レベルの作業等、運用面で現に何か不都合が生じている場合に、より明確な規定にしていくなり、運用面の整理をしていこうという内容になるかなと思っ

ております。

アウトプットも、これも決してアウトプットまで規定しているわけではないんですが、我々のこの定義に基づく想定されるアウトプットというのは、ガイドラインの付属文書であるFAQの改訂ですとか、あるいはマニュアル等に適宜反映していくような内容になってくるのかな、と理解しております。

一方で、これと対比する形で、10年以内の包括的な検討、これはもうガイドラインの改正自体を狙ったものでございますので、もちろんアウトプットとしてはガイドラインの改正まで至るんだろうと理解してます。ですので、ガイドラインに記載している項目自体を見直すことにも繋がり得るような検討もあり得ると思います。

ガイドラインに記載のない事項として、こういうものも検討しなくてはいけないんじゃないかとか、国際的な議論に照らして、JICAのガイドライン、もっとこういうところを軌道修正していかなくてはいけないんじゃないか、より中長期的な情報収集と検討のもとに、論点を洗って議論していかなくてはいけない内容であると、若干イメージになるんですけど、位置づけとしてこういう違いがあると理解しています。

繰り返しですが、今回は運用面の見直しなわけですので、ここの表で言うところ、上のほう、こちらが議論の中心になると思っております。より直近の実務運用面での課題が議論の中心になるということは、申し上げるところなんですけど、ただし、前回の2010年のガイドライン改正の時も議論あったんですけど、そうは言っても10年後に、2032年にはガイドライン改正しなくてはいけないんですよと。それを見据えると、それに向けた準備もやっていかなくてはいけないんじゃないかという議論、前回もありました。

なので、ここはその議論もあり得るかなというふうに考えています。したがって、その短期、中期的な議論、要は運用面の見直しの議論と、次回改正に向けて検討の土台として議論を開始しておくようなもの、ここの議論はできれば線引きはきちんとしていたなと思ってはいますが、ガイドライン改正に繋がり得るような中長期的な議論を要する議題もいくつか重要なものは取り上げて、議題のスタート、あるいは頭の整理のスタート、課題の整理ということも併せてやってもいいんじゃないかなと考えているところでございます。すみません、ちょっと抽象的な話で恐縮です。今のが位置づけの説明でございます。

今回の運用見直し、全体の流れとして、スケジュール感と言いますか、流れを表記したものがこちらでございます。ここで、一番重要な点と言いますか、考えなければいけない、留意しておかなければいけないのが、委員の改選があるということです。2026年7月に助言委員の改選がございまして、委員の皆様が入れ替わりになります。ですので、ちょっと議論がそこで中断してしまうということもありますので、全体の作業は、そのタイミングに合わせた形で進められるような流れを考えております。

今の想定では、その委員が改正される前、現行の委員の皆様がいらっしゃる間に、実際に運用面でいろいろと精査されて、意見お持ちだと思いますので、今の委員の任期中に見直しの進め方ですとか、検討すべき課題の洗い出し作業はしておきたいと考えております。要は、議論のための材料の整理です。ここ、枠組みの整理をしておきたいというふうに考えております。

2026年7月に新しい委員の皆様が着任されますので、委員の改選後に、それぞれの内容に関して実

際の議論を進めていければと思っております。もちろん今の委員の先生方も、皆様も、再選ですとか、再々選ももちろんありますので、継続的に議論いただけるのであれば、ぜひ応募いただければと思っておりますが、一応、第9期の助言委員に議論をお渡しできればと思っております。

議論のやり方、これも2010年の時と同様なんですけれど、議題ごとにワーキンググループを設置させていただきまして、小グループで議論をさせていただいて、ある程度助言もいただいたところで、全体会合に報告をして、議論を整理していくという流れを想定しております。

個別案件審議という形のワーキンググループではないんですけれど、運用面の見直しを対象としたワーキンググループの設置ということで、今の個別案件のワーキンググループと似たような体制で進めていければと思っております。

運用面の議論ですので、もちろん対応案はJICAのほうで検討させていただいて、提示をさせていただいて、助言委員の皆さんに確認、助言をいただくと。最終的には2027年3月に全体結果まとめまして、公開をしていきたいと考えております。次のページをお願いします。

2026年6月までに議題の選定をするということを申し上げましたけれど、これを検討するに当たって、何を材料に議題整理しましょうかというところがございます。

基本的に前回ガイドラインの改正を行ったのが2022年、今のガイドライン改正のタイミングでございますので、今のガイドラインが施行された以降に手続を行った経験ですとか、議論をもとに議題を抽出したいと考えております。

参考に、2022年ガイドラインの適用案件の付議状況は以下のとおりでして、件数があります。なので、基本的には2022年ガイドラインの運用見直しですので、基本になるのは同ガイドラインを適用した案件だというのが一応機械的な説明になります。

ただ、あまりここ機械的にするつもりはなくて、2010年ガイドライン適用案件も、2022年4月以降いっぱい議論してます。その中で議論した点で、22年ガイドラインにも共通事項は結構あると思います。ガイドライン自体、そんなに変わってない要素もいっぱいありますので、2010年ガイドラインの案件であっても、今回のガイドラインにも共通するような運用上の課題であれば、それはそれで議題として、議論していくことは排除しないということで、議題を選定していければと考えております。ですので、2022年以降、議論になったことをもとに議題を検討していきたいと考えております。次のページをお願いします。

議題を選定するに当たって、どういうものを議題にするのかという視点を、イメージとして抽出のポイントとして書かせていただいたのが、ここに記載のものでございます。全体会合ワーキンググループで助言、論点になった事項はもちろんでございますが、統一された方針・基準・解釈等を設定することが求められる、必要だと思われる事項ですとか、FAQ、事務マニュアルを定めておいたほうがお互いに誤解がなく、きちんとした運用に繋がるというものであるということを想定しています。

冒頭申し上げたように、5年目の運用見直しだという趣旨ですとか、目的を踏まえるという視点になるんですけれど、必ずしも機械的に限定するつもりはなくて、先ほど申し上げたとおり、2032年のガイドライン改正にも繋がり得る論点も決して排除するというわけではないので、議題の検討に当たっては、こういうものが中心になるとは思いつつ、将来的にもっと大きい枠組みとして議論すべきものがあれば、いくつか取り上げて議論していくことも排除はしないということでござい

す。

今後、議題をいろいろと意見を募りながらまとめていきたいと思っております。いろんなコメントが集まると思っておりますので、それを短期課題、要は5年の運用見直しですぐに反映していくもの、将来的な改正に向けて議論をしておくもの等仕分けをして、すぐに決着できるものは決着させていきますし、議論を要するものは、論点整理など進めるということを目指したいと思っております。

1点、関係者の意見を聞きつつ、ということがガイドラインに規定されています。この議題選定に当たって、誰の意見を聞くかというところは、2010年ガイドライン改正の時も議論になりました。

ここは、前回と同じ解釈をさせていただきたいと思っております。ガイドライン改正の時は、本文にも書いてあるんですけど、日本国政府ですとか、NGOですとか、皆さん広くパブリックの意見を聞いて、検討していくということが書かれているんですが、対比において、運用の見直しにおいては、関係者の意見を聞きつつのみ書いてあります。

我々としてはいろんな意見はあろうかと思うんですけど、今回、運用見直しというところがフォーカスになってきますので、実際に運用に関わっている関係者から、集中した深度のある意見をまとめて、それを中心に議論をさせていただくのが適正ではないかというふうに考えております。

具体的に申しますと、JICA自身、我々審査部、関係部、あと助言委員の皆様はもちろんですが、実際に運営に関わっている相手国政府の実施機関の意見をもとに、議題を選定していきたいというふうに考えております。次のページお願いします。

検討課題の整理の流れでございまして、申し上げたとおり、今後、6月に向けて議題の整理を進めていきたいと考えております。今日は運用の見直しの全体の流れですとか、枠組みをご説明させていただいておりますが、次回の助言委員会の全体会で、検討課題の例、想定し得るような検討課題の一覧表、こちらで想定し得るものを共有させていただきまして、それに対して、助言委員の皆様からもっとこういう論点があるんじゃないかというようなご意見があれば、いただくような依頼をさせていただければと思っております。

そういうコメント出しということを依頼しつつ、検討課題の整理として、最終的にどういう整理をするのか、より詳細なスケジュールを提示させていただきたいと思っております。

4月になりましたら、3月、4月の全体会合に入る前にJICA内の関係部ですとか、実施機関、いつもの我々が協力しているカウンターパート機関に意見をもらうアンケートをやりたいと思っております。その意見と、助言委員の皆様からいただいた意見もまとめて、検討課題結果として、どういう議題を取り上げていくかっていうリスト暫定版を作りたいと思っております。

5月に改めて、4月にいただいたコメント等も踏まえて、最終的な整理を確定させていき、6月に具体的な検討作業のより詳細な進め方を決めて、7月の第9期助言委員会に引き継ぎをするという流れで進めさせていただきたいと考えております。次お願いします。

最後に参考ですが、具体的な議題のイメージですとか、レベル感というものをご理解いただくために、前回の2010年ガイドライン見直しの際の検討課題、結果取りまとめた議題ということですが、一覧にしております。これ、2014年、15年当時議論にしていたものです。もちろんこれは前回のものですので、同じものにはなるとは思いませんが、同じようなレベル感、内容になるかなと、思っております。

これにくわえて、繰り返し申し上げますが、次回改正に向けて、論点整理をしておくような中長期的な課題というものも、別途を議題として取り上げてもいいかなと思っているところです。

今回の運用見直しの議題に関しては、申し上げたとおり、これからの議論ですので、審査部内でもまだまだ議論している最中です。

ただイメージとして、我々が今のところ想定している例ですが、例えば今回の運用見直しに反映させる議題として、恐らく皆さんも同意見かなと思うんですが、いろんな意見があったのが代替案検討の要件です。代替案検討のやり方に関しましては、もう既にある程度論点も整理していただいているんじゃないかと思うんですが、統一的な枠組みを作るのか否かとか、総合評価の難しさですとか、そもそも複数案検討の妥当性、意味づけですとか、時間的、契約的な制約とか、相手国との協働といったような論点は既に整理されていますので、ここら辺を議論していくってことはあり得るだろうなと思っています。

あと、今日も議論になってましたけれど、保護区ですとか、文化遺産っていうところの、5条件の取り扱いに関して、あるいはもうちょっと運用を整理しておいたほうが良いところがあるっていうことであれば、そこら辺も整理していける部分かなと思っています。

過去の案件では、不可分一体とか累積的影響に関しましてはいくつかの案件で議論になったこともありますし、ここら辺は論点と言いますか、議題になり得るのかなというところを、今、我々のほうで、内々で想定しているところでございます。

中長期的な課題としては、例えばですが、リスクベースアプローチっていう、他のドナーではかなり導入しておりますが、我々としてそれを検討しなくていいのかとか、いろんなスキーム論が、JICAのスキームいろいろと変わってきていますので、そこで軌道修正しなくてはいけないような要素があるんじゃないかっていうところの論点の整理というようなことはあり得るかなと思っています。ただ、ここも内部でもまだまだ議論が足りませんし、アンケートの結果等を踏まえて、助言委員の皆さんの意見も踏まえて検討していきたいというところです。

以上、すみません、長くなりまして。審査部から、全体の枠組みということでご説明させていただきました。ありがとうございます。

○原嶋委員長 どうもありがとうございました。

大きくは見直しの手続、段取りの点と、二つ目は検討課題という点。この二つが大きな点だと思いますけども、今日はぜひ多くの皆さんにご意見をいただきたいと思っています。ご意見、担当者の側の受け止めが必要な場合と、言いつばなしの場合と両方あると思いますので、ちょっとそのあたりにメリハリをつけていただいて、逆に限られた時間ですので、多くの方にご発言いただきたいと思っていますので、ご協力よろしくをお願いします。

逆に言えば、今日は時間的な余裕も比較的あるほうですので、私の希望としては、もう全ての委員の皆様にご発言いただきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。繰り返しになりますが、審査部の側の受け止めを求める場合と、意見をコメントとして言われている場合と、ちょっと分けていただいてご発言をお願いします。

それでは、山岡委員、どうぞお願いします。

○山岡委員 はい、山岡です。2点あります。

今回の運用の見直しについては、非常に納得するものでございます。今後、JICAのほうで、議題

については整理されるということで、その中に、助言、論点が入ってるのは理解いたしました。

特に論点につきましては、かなり共通の事項っていうのはこれまでも出てると思います。当然そういうものも議題に上がってくると思うんですが、まず、共通の論点がどの程度上がってるのか、統計的な意味で整理していただくと、多分その回数が多く上がってきている論点っていうのは重要な内容だというふうにも理解できますので、その辺を一旦整理したうえで、説明していただくと、より理解しやすくなるのかなというふうに考えています。

次、この意見の求め方の中で、いわゆる相手国の実施機関のご意見も求められるというご発言が、西井さんのほうからありました。これは当然だと思いますが、代替案、これ、議題になる可能性があるというふうにおっしゃってましたし、私も今まで個別の事業で非常に気になるのは、代替案っていうのは非常にコンサルタント等が時間かけて非常に熱心に検討されていると思います。ただ、やはり科学的に優先的なものを出そうという、そういう流れではあると思うんですが、最近のインドの案件等も見ますと、相手国の要望が非常に強く反映されている例も見られます。

こういうことに対する相手の実施機関の意見というのは非常に重要だし、判断する側もこれは非常に重要だと思いますので、この辺もぜひ取り上げていただければいいと思います。コメントということになるでしょうか。

以上です。ありがとうございました。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございました。

それでは奥村委員、お願いします。

○奥村委員 はい、奥村です。私もコメントです。

JICAの関係者の方にアンケートをするということが書いてありましたけれども、代替案の検討をやる時って、やっぱり実際にそれを実施、検討しているコンサルタント側で、どのような課題があるのかっていうところは、ぜひ確認しておいたほうがいいかなと思いますので、今、スコーピングワーキンググループの案件が11件あると思うのですけれども、その11件を担当したコンサルタントへのアンケートなり、インタビューっていうのはぜひ実施していただきたいなと思います。実際にそれを環境社会配慮ガイドラインに沿って、代替案の検討をするうえでどんなことが課題になっているのかとか、そこはぜひ聞いておいていただければなと思います。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございました。東委員、どうぞ。

○東委員 はい、東です。

運用面の見直しよりも、もうちょっと先の全体的な見直しなんですけども、将来的にチャタムハウス方式、国際機関やNGOでやられてる、あるいは、研究機関でやられているような、名前を伏せると、所属先も伏せると、つまり、その自由闊達な意見を引き出すためにという、そういうチャタムハウスルールっていうのがあるんですけども。

なぜこれが私が引っかけたのは、何年か前にミャンマーの鉄道のプロジェクトがあって、ある委員の方が非常に強く批判されてというようなことがあって、そういう時にやっぱり名前とか所属先、ある程度伏せることが必要なのかなというようなことを感じた次第です。これちょっとJICAの西井課長にちょっとお伺いしたいんですが、そういう予定というか、頭の片隅にでもそういうものがあるのかなと思ってお聞きした次第です。

以上です。

○原嶋委員長 西井さん、どうぞ。

○西井 はい、委員の皆さん、ありがとうございます。

コメントいただきました山岡委員と奥村委員のコメントは、検討させていただきたいと思います。

東委員のコメントに関しまして、正直、今の時点でそのチャタムハウスルールというのを検討はしておりません。恐らく助言委員会の成り立ちの中で、情報の透明性ということで、逐語録も含めて公開するというで成り立ってきた経緯もあって、そのメリットを重視しているということかと理解しております。

というところで、運用の仕方、助言委員会のあり方自体に、もし何か検討事項があるのであれば、それはそれで議題としてあり得るかなというふうに考えております。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございます。

それでは、阿部貴美子委員、どうぞご発言ください。

○阿部委員 はい、阿部です。ありがとうございます。私はJICAさんに質問があります。

先ほどスケジュールのご説明をいただいたんですけれども、3月の助言委員会の全体会合で、検討課題の例を共有していただき、そして、助言委員のほうに追加依頼をいただくということだったんですけれども、この依頼の時のことなんです。助言委員としてはどのような、なんて言うんでしょうか、議題というものについて、これを議題にしてくださいと依頼する時のエビデンスというのはちょっと極端ですけれども、何をもってこれを検討してほしいということを依頼すればよろしいのでしょうか。質問です。お願いします。

○西井 阿部委員、ありがとうございます。

3月の全体会合で、我々のほうから、議題のたたき台と言いますか、一案を提示させていただきますので、その議題に含まれてない議題があるかどうかというのを、皆さんのご意見をいただきたいというところでございました。

何が基準かと言いますと、そもそも運用見直しの目的、意義づけのところにも関わってくるんですが、議論する中で、今のガイドラインの解釈ですとか、運用上で毎回議論になっていたり、解釈がぶれていたり、明確化していないがために議論が紛糾したり、いろいろと問題が起きているというようなものがありましたら、そういうものを整理したほうがいいんじゃないかということで、ご提案をいただきたいというのが趣旨になります。

回答になっておりますでしょうか。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございました。

阿部委員、まずは議論の端緒を作るということですので、最終的にはいろいろなエビデンス整えることは大変重要で、エビデンスベースでの判断は必要になってきますけれども、まず議論のきっかけを作るということで、あまりそこに強くこだわらずに、積極的にご発言いただければ結構だと思います。あまりこだわらずに、ご発言いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、長谷川委員、どうぞ。

○長谷川委員 はい、ありがとうございます。

私から二つほどお願いになりますか、コメントになりますか。

一つ目は、先ほど奥村委員が言っておられた誰から意見聴取をするかということで、コンサルタ

ントという現場の第一線である方々をぜひというふうなお話がありました。それで、日本側のコンサルタント、もちろんなんですけども、現地行って、日本側コンサルタントの方が、再雇用というか、雇われるローカルコンサルタント、こちらも多分このガイドラインを見せてもらいながらやるという場面もたくさんあると思いますんで、できればローカルコンサルにいたような方々から意見聴取というののもあっていいのかなと思います。これが一つ目のお願いコメント。

それから二つ目は、今の委員の方のことにも通ずるんですけども、JICAさんのほうで、検討課題を整理する時に、できるだけここまで我々が論点やなんかで挙げたものを、資料として、全部細かくはなくてもいいと思うんですけども、ここまで集まっている資料の全体像がわかるような、何かものも、検討課題と一緒に見せてもらえると、イメージがもっともっと膨らんで、我々も判断しようがあると思うんで、その辺の、我々に提供していただける資料の見やすさというか、そういったところを少し工夫していただけたらありがたいなと思います。

以上です。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございました。

石田委員、どうぞ。

○石田委員 石田です。

3点ありまして、まず1点目は、もう皆さん既に何人かおっしゃられて、やっぱり現地のことをよく知ってるコンサルタントからの意見を拾って、それを反映させていただきたいというところです。

2点目は、西井課長が先ほど口頭だけでおっしゃられたリスクベースアプローチです。これ、確かにいろんなドナーが導入されていて、メリットはたくさんあると思うんです。コストを減らせて、あとはセキュリティ、アクセスの問題に心配がなくなるっていうのがあったり、オンライン化に適しているので、スピード重視で評価のニーズも検討できるということでメリットもあると思うんです。

一方で、デメリットはそういうふうになってくるデータの質の問題です。いろんな人の手を経ることによる確かさらしさみたいなのところにも、若干クエスチョンマークがつくことがあり得ると思いますので、リスクベースアプローチというものが環境社会配慮に関して、適用の必要性が生じるとしても、どの程度の必要性があるということでは、そのリスクベースアプローチの性質や目的も含めて、できれば、もしリスクベースアプローチを本格的に取り込もうとされてるのであれば、運用面での課題の時に議論させていただければありがたいなというふうに考えています。

最後は環境社会配慮分野におけるいわゆる能力開発、現地の人たちの能力開発、特にモニタリングにおける能力強化や能力開発も日程のどこかで議論していければと願っています。

以上、全てコメントです。ありがとうございます。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

鈴木和信委員、どうぞ。

○鈴木（和）委員 鈴木です。ありがとうございます。

JICAさんに一つだけ質問させてください。異議申立制度との連携なんですけれども、異議申立制度は、ガイドラインが遵守されていない時に、異議申立ができるという制度になっているかというふうに思います。で、ホームページのほうにも手続の進捗状況が公開されているところがあると思います。

なかなか機微な情報もあると思うんですけども、何か異議申立制度の中からのいろんな教訓が多分得られていて、そこも今回の検討課題の整理ですとか、運用上の見直しのところにそういった教訓が反映されるのかどうか、そのあたりの連携のところが教えていただきたいと思います。

以上になります。

○西井 審査部、西井でございます。鈴木委員、ありがとうございます。

異議申立制度の教訓は、我々も重要な材料だというふうに考えております。その点、言及が不足しておりまして恐縮です。異議申立から見えてくる課題も踏まえて、議題選定はしたいと思っております。

ありがとうございます。

○原嶋委員長 今の点、異議申立審査役の先生にもご意見をいただくということも含めてご検討いただくということでお願いします。

田辺委員、どうぞご発言ください。

○田辺委員 リスクベースのカテゴリ分類についてですが、コメントです。

前回のガイドライン改正の時に、結構この点は議論して、結果的に採用しないということになったと思います。そのほかいくつか前回のガイドラインの改正の時に議論したものっていうのは、その議論を踏まえて、論点を抽出するかどうかっていうのは、今回は慎重になったほうがいいかなと思ったのが1点です。

それから、今度ヨルダンのワーキンググループ開かれますが、この案件は、ガイドラインの運用見直しにおいても重要な案件かなと見てまして、フレームワークのアプローチをどうするかとか、それから許認可と環境レビューのタイミングについてどうするかとか、結構いろんな論点が抽出されるような、ちょっと先出しで恐縮ですが、案件かなというふうに見ています。

以上です。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございました。

源氏田副委員長でしょうか。お願いします。

○源氏田副委員長 はい、源氏田です。ありがとうございます。

JICAの方に二つ質問です。まず一つ目ですけども、5年以内の運用面の見直しと、あとは10年以内の包括的な検討の二つがあるということでご説明いただいたのですが、最近起きてきている新しい国際的な潮流みたいなことは、議論できるのかなというのを確認したくて質問しました。

例えば生物多様性の分野ですと、2022年の生物多様性条約第15回締約国会議で、昆明・モンリオール生物多様性枠組という新しいフレームワークが作られています。これは2030年までの目標ですが、2030年までにネイチャーポジティブを目指すということで、現在減少してきている生物多様性を食い止めて、反転させて増やしていこうという、そういう目標ですが、こういった大きな目標が出てきている場合、それについても、若干、今回の見直しの中でも、先出しとして、議論するような場があるのかどうかというのを教えてください。

それから二つ目ですけども、運用見直しの流れ、5ページ目のスライドになるのですが、こちらで今後のスケジュールが書いてあるのですが、今回、運用の見直しということなのですが、助言委員会の中だけの議論になるのか、あるいはパブリックコメントをやる必要があるのか、あるいは予定しているのかということを知りたいと思います。パブリックコメントの有無について教えてく

ださい。

以上です。

○西井 ありがとうございます。

先に田辺委員からいただいたコメントに関しまして、前回の改正時の宿題事項です。こちらでも把握しておりまして、それも踏まえたくて議題選定はしたいと思っております。

今のガイドラインの限界と言いますか、範囲を調整するような内容になっているというのは認識しておりまして、そういうところも場合によっては議論があり得るかなと思っております。

源氏田副委員長の質問に関しまして、申し上げたとおり運用見直しの議論ではありますが、長期的な2032年に向けての改正に向けた土台となりうる議論は、議題設定としてあり得るかなと思っております。

とは言っても、あんまり欲張りすぎると議論の収集つかなくなりますので、議題選定の中で、ある程度選別をしていかなければいけないんだと思っておりますが、短期、中期で運用見直しに反映させるようなものとは別に、今後議論していかなくてはいけないという流れに関して、いくつかだと思っておりますけれど、議題を選定して、論点整理と言いますか、こういうところを確認していかなくちゃいけない、議論していかないといけないよねっていう整理のためのワーキングを別途やりたいなと思っております。

そこに生物多様性が入れられるかどうかというのは、今後の検討課題かと思っておりますし、この一つの議題をとっても、すぐにできることとできないことであると思っております。で、その仕分けは、議論の整理の中でしていかないといけないかなと考えております。

2点目の質問のパブリックコメントに関しまして、誰に意見を聞かかというところでもご説明したところなんですけど、規定の中でも書いてあるとおり、あくまで運用面の見直しということですので、今回はあくまで運用にかかる知見のある方々の意見をもとに改正をしたいなと思っておりますので、能動的にヒアリングするのは、あくまでそのJICA関係者ですとか、実施機関を想定しています。今コメントいただきましたコンサルタントの方々のコメントっていうのを検討していきたいと思っておりますが、広く一般に意見を求めるという意味では、これは改正の時の議論かなと思いますし、一応結果は公表されますので、それを通じ皆さんにも理解していただくようになりますし、よりテクニカルなことを言いますと、ワーキンググループで一応傍聴ができればと。

で、議長の方が許可をすれば発言はできるということにはなっておりますので、本当にということであれば、意見をいただく機会はあるかなと思っておりますが、ただ、あくまで運用の見直しというところで、今回はある程度絞って、議論していければなというふうに思っている次第です。

○原嶋委員長 源氏田副委員長、1番目の質問はまだもっと聞きたいことがありだと思っておりますけど、よろしいでしょうか。

○源氏田副委員長 私のほうでも、一応運用の見直しということですが、その10年の包括的な検討に向けた、ちょっと頭出しみたいなこともされるということだったので、その中で、少しそういうことも頭出しができるのであればいいかなと思います。ありがとうございました。

○原嶋委員長 それでは錦澤委員、どうぞお願いします。

○錦澤委員 はい、ありがとうございます。

私からは2点あるんですけども、最初の1点目は、こういう論点もあるんじゃないかということ

で申し上げたいんですが、既存事業の変更の扱いです。これはそもそもどういったものが既存事業の変更になるのかっていうことと、場合によっては、これ新規事業っていう扱いにしたほうがいいのではないかっていう、その線引きっていうのが必ずしも明確にはなっていないと思います。

これは去年の、例えばなんですけど、地熱の事業、ケニアのオルカリアの新たに発電所を作るっていうことで、既存事業の変更っていうことでやられていたんですけども、そもそもこれが既存事業の変更なのか、新規事業なのか。それから既存事業の変更ってなった場合に、その扱いをどうするかっていうので、今日の議論もあったんですけども、その事業実施者として、かなりなるべく早く事業を終えたいという、やっぱりそういう心理がどうしても働きますから。特に変更している遅れが出ているというようなことも恐らく背景にあると思います。

ですので、十分に審査ができるのかという、環境社会配慮を適切にやっていくという点では、不十分に進められてしまうというおそれがあると思うんです。ですので、かといって、かなり大きな事業計画の変更ということになりますと、やはり環境影響、社会影響も大きくなりますから。何かそのスケジュール等々含めて、どういうふうに対応していくのかという指針というか、そういったものを考えておく必要があるかなと思います。これが、1点目です。

あともう1点は、先ほどどなたかご指摘あったかと思いますが、基本的にはアセスメントですとか、事前に調査予測評価して、必要な対策を講じていくっていう、そういう考え方ですけども、最近の傾向としてアセスの中で、事後的な対応をしっかりやっていこうっていう、そういった流れがあると思います。

日本のアセスに関わって、非常に感じる場所ですけども、特にいろいろな予測の不確実性とか、そういったものがある中で、かなり事前に対応していくっていう難しさがありますから。事後モニタリングをしっかりやって、必要であれば対策を講じていくっていう。

で、JICAさんの場合ですと、モニタリングをある程度しっかり義務づけてやって、かつそれを公開しているという仕組みができていますから。それは非常に先進的だと思います。

で、モニタリングをした場合に、当然何か問題が起こった場合に、その事業に戻ってフィードバックっていうか、そのフィードバックループで対策を講じていくことはもちろんありますけれども、それとさらにそのモニタリングをした結果を後続事業に活用していくっていうことも重要だと思います。

ですので、これはなんていうかな、その運用上の問題ってことではないんですけども、よりその環境社会配慮を充実したものにしていく仕組みとして、モニタリングのデータを後続の事業にうまく活用していくような仕組みというのが考えられると、さらにその環境社会配慮の仕組みというのが、より良いものになっていくのかなと、そのように感じています。

以上です。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございました。

会議室のほうから、谷本委員からご発言いただきます。ちょっとこちらのほうでマイク引き取りますので、お願いします。どうぞ

○谷本委員 西井さんにちょっと厳しい質問を1点。

今回の運用の見直しというのは、運用の実態がどうなのか、それからガイドラインが守られているのかということはもうよく理解できました。

それで質問なんですけども、スライドの4です。ここで、5年以内の運用の見直しの3つ目の黒ポツです。実務レベルの作業等、運用面で現に生じている不都合と書いてありますけど、これ具体的な不都合というのはありますか。

で、ここに別紙の1にずらっと案件名、助言委員会に付議済みの案件リストがあります。環境レビューであるとか、案件概要説明とか、スコーピングとかってありますけども、具体的な例で、実際に不都合が発生しているというのは審査部としてお持ちでしょうか。理解されているとか。この辺を教えてください。

以上です。

○西井 ありがとうございます。

先ほど、錦澤先生からもいただいたコメントもありますので、ちょっとそちらも反応させていただきたいんですが、既存事業の変更という点に関しましても承知しました。これも一つの大きな論点にはなり得るかなというふうに思っております。

いろいろとアセスのモニタリングの体制に関しても重要だなとは感じておまして、やり方がいろいろと変遷してきている中で、ガイドラインとしてどこまで対応を順応していけるのかという問題も、実はいろいろと日々感じるどころがございまして、短期というより、長期的な議論になるかもしれないんですけど、議論し得るかなと感じているところでございます。

谷本委員の質問に関しまして、実務レベルの不都合なんですけれど、まさしく代替案の議論ですとか、実際にどこまでやればいいのかとか、何を検討すればいいのかっていうところは、実務上いろいろとやはり悩みが生じているわけです。

そこは多分、具体的にカチッと決めるのが正しいかという議論ではなくて、やっぱりもうちょっと整理をしていったほうが、やるほうも、あるいは途上国に説明する時も、整理ができるというようなのが一例でございまして、じゃあそれを具体的にこちらで把握しているのかというと、ほかの委員の皆さんからも指摘あるようにやっぱり論点にある程度まとまってきたらと思うんです。

なので、そういう材料も、改めてちょっと整理の仕方を考えてみたいとは思っていますが、課題はいろいろと洗い出し作業は既にトライはしているところでございまして、もちろん論点はその中核だと思っております。改めて、議題提示の時に、整理して提示させていただければと思っております。

○原嶋委員長 はい、それでは重田委員、お願いします。

○重田委員 はい、聞こえますか。重田です。

ちょっといくつかありますけども、JICA法が一部改正になって、これは一応、民間資金を使うとか、民間資金を導入するとか、他のパートナーとの連携とか、あと、課題解決の主体との連携強化、JICAの財務の実現とか、いろいろ課題が出てきていると思うんですけども、ここの例えばPPPとか民営化を進めるうえで、この環境社会配慮ガイドラインとの整合性、例えば不都合がいくつか出てくるのか、そうではないのか、今までどおりでいいのか。その点をはっきりちょっとご説明いただければということが1点です。

2点目が、やっぱり先ほど何人かの委員の方からご指摘がありましたけども、例えばプロジェクトを進めるうえで、インドのプロジェクトに関しても、当初の予定からまた変わって、円借款事業にインド政府の資金を入れて、独自でやっていきたいというような申し出があったり、今日もエジプ

トの事業で、軍部関係のいろいろそういう企業が入ってやるとか、そういう途中で、少しちょっと変更が生じるっていう事例もあったと思うんですけども、そういう時の透明性をどのように確保するのか。JICAのガイドラインと、現地の環境などのアセスメントの法律との整合性、それがちょっと、少しいろいろと不都合が出てきてるんじゃないかなと思います。透明性をいかに確保するかということです。

3点目は、その透明性を確保するということでは、先ほどほかの委員の方からも指摘あった異議申立の事業です。それについて、どうだったか。例えばネパールの案件で水道案件が、ネパールのNGOから上がってきて、カテゴリBに当たってたんですけども、ほとんどこの委員会では取り上げられない。こちらあまり質問はしなかったんですけども、そういう過去の環境社会配慮助言委員会の案件ではなくても、そういう事例があったっていう、そういう異議申立があったっていう報告はあってもよかったんじゃないかなと思いました。だいたいそういうところです。

3点、コメントでした。以上です。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございました。

小椋委員、どうぞ。

○小椋委員 はい、小椋です。どうもありがとうございます。

いろいろこのガイドラインまとめるのは難しいとは思うのですが、1点確認をさせていただきます。

ちょうど私も今、ブラウザでモニタリングとかガイドラインに関するFAQをもう一度見返しているのですが、我々助言委員会の委員が助言をさせていただいた結果を受けて、モニタリング等々、あるいはJICAさんのそれぞれの事業、道路事業とかダム事業でモニタリング、それぞれ質問項目があるので、それを受けてやってらっしゃると思うのですが、特に住民移転に関して言うと、モニタリングの結果の開示というのが、なかなか相手国政府からの了承を得られないということがあって、多少私も助言委員が言いっぱなしになってる部分もあるのかというふうに思うのですが、そういうところまで踏み込んで、見直しの時に言ってもいいものなのではないでしょうか。それを聞きたいです。

以上です。

○西井 審査部、西井でございます。

小椋委員、非常に難しいご質問ありがとうございます。難しいところで、運用面のガイドライン見直しですので、実務的に改正をして、整理をして、業務が効率的、かつ、きちんと守れるように制度設計をしていくっていう趣旨で議論させていただきたいなと思ってます。

相手国政府の許可がない中で情報公開できるかというところは、恐らくなかなかオーバーライドするのが難しいだろうというのが、率直なところです。ですので、議論の落としどころとして、何か想定できるところがあるのであれば、議論のやり方はあると思いますし、そもそも情報開示の仕方として、どこまでを目指すべきか、どこが限度なのか、やり方があるんじゃないかって議論はあり得ると思うのですが、法律を乗り越えてできるかと言われると、今の時点ではちょっと難しいかなというのが感想ではあります。

○小椋委員 おっしゃるとおりでしょうね。せめてそれぞれのインフラセクター、鉄道とか、チェックリストがありますよね。イエス、ノーとか、その答えぐらいいは、どこかに書いていただくような

ことは可能だったりするのですかねということも議論してみたいです、私としては。

○西井 はい、ありがとうございます。

情報開示、モニタリングに関しては、一つ、本日もいろいろと議論をいただいているような印象を受けておりますので、論点になり得るのかなというふうに理解しております。ありがとうございます。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございました。

それでは鈴木克徳委員、どうぞお願いします。

○鈴木（克）委員 はい、ありがとうございます。鈴木克徳です。

まず最初をお願いしたいのは、助言とか論点などをベースにして、いろいろと課題を抽出していると言われていましたけれども、質疑応答の中で解決したので、それ以上は特に助言に入っていないような事項もあるので、そちらのほうもできるだけ拾ってもらえるとありがたいと思います。

例えば、モニタリングに関連して、モニタリングの地点の選定の方法とか、モニタリング方法についての話とか、あるいは、モニタリング結果の評価に関連しての相手国の基準だけではなく、世界的な標準を加味したほうが良いとか、そういったいくつかの事項というのが指摘をされていたと思います。そういったことも、課題として取り上げていただけると良いのではないかと思います。

それに関連してですけれども、この運用面の見直しをした結果というのは、どういう形で反映されるのかということです。FAQに反映するというようなお話が示されましたけれども、FAQの中にどこまで反映できるのかという問題もあるような気がしています。

特にモニタリング関係について考えると、FAQが割と抽象的ではあるものの、うまく書かれています。FAQの中であまり具体的なことまで書き込むことが難しいのではないと思われることもあります。そういった問題について、ではどういう形で議論した結果を反映したら良いのか。FAQの中に直接的に書き込むことが難しいような課題についてはどうするのかといったことについて、教えていただけるとありがたいと思います。

それからこの先は運用面の見直しというよりも、その先、ガイドラインの見直しにも絡んでくるような話だと思うのですけれども、ちょっと気になっているのは、日本の環境影響評価制度との違いというものが結構あるのではないかなと思っていて、こちらのJICAのガイドラインのほうが優れている点もあれば、日本の環境影響評価制度のほうが優れている面もあります。両社のすり合わせ、整合性の検討を、次回のガイドラインの見直しの時にはしていただけたら良いのではないかと思います。

もう一つ、中長期的な課題として気になっているのは、代替案の検討についての議論をいったいどの場とするのかという問題だろうと思います。

今日の話でもあったように、例えば、環境社会配慮という面からは、基本的に好ましくないというものであっても、経済性や工学的な見地を含めた総合的な観点から見ると、認めて良いのではないかみたいな話があると思うのですけれども、それを議論する場は、世界銀行の場合には、フィージビリティスタディの委員会というのがあって、そこで議論をします。この環境社会配慮助言委員会の中で、どこまで議論をするのかといったことについては、中長期的な課題としてご検討いただくと良いのではないかと思います。

私からは以上です。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございました。

それでは、貝増委員、どうぞご発言ください。

○貝増委員 はい、貝増です。

私もコメントなのですが、5ページ目です。こちらのほうの運用見直しのワーキンググループのところ。全体として5月の助言委員会の全体会で課題を全体的に整理されると思うのですが、多分そこで、いくつか仕分けをするのとカテゴリズみたいな形でして、次の期の9期で議論をワーキンググループでやっていくと思うのです。そこでは、それぞれの落としどころってところは結構、多分難しいのかなってところと、あとは委員の方が変わってくると、またちょっと違う意見も出てきたりとかすると思います。なんかそのあたりで、全体的なスケジュールをうまく来年の3月に終結させるってところが、かなり大変かなって感じました。

以上です。

○原嶋委員長 ありがとうございます。

それでは、今まで何か受け止めありましたらお願いします。

○西井 はい、ありがとうございます。

鈴木克徳委員にいただきましたコメントに関しまして、いずれも重要な点、受け止めにさせていただきます。

例えばですが、質疑応答等の議論の中で出てきた項目も、一応できるだけ、助言、論点だけではなくて、過去の課題をいろいろと洗って、我々としてまとめて、議題を抽出したいと思っておりますが、恐らく完璧ではないと思いますので、その観点で抜け漏れがあれば、次回の我々の提示に対して、ぜひご指摘をいただきたいということで、何卒ご助力をいただければと思っている次第です。

代替案の検討のタイミングですとか、運用見直しのモニタリングの項目ですとか、多分それ自体でワーキングというよりはある程度ざっくりとしたテーマが、例えばモニタリングというところですか、代替案検討とか、ある程度バルクで議題は設定されると思いますので、その中の各論として、例えばじゃあ代替案検討のその重みづけ、評点だけじゃなくて、先ほどあったようなタイミングをどうするかとか、そういう各論の論点になってくるのかなというふうに思っておりますので、うまくまとめ方を考えていきたいなと思っております。

FAQにどこまで入れられるかというのは、具体的にどういうアウトプットになってくるのか次第なところもありますので、今、あまり結論的なことを申し上げにくいところではあるのですが、確かに細かい内容になってくると、なかなかFAQに入りきれない内容もあると思います。

で、そこは例えば補足的なマニュアル的な文書を別途用意して、JICA内で活用させていただくような文書として、事業部ですとか、コンサルタントと共有しながら、運用させていただくような文書を別途作るとか、考え方はあり得るかなと思っておりますところなんですけど、今の時点で結論が見えてない中で、あまり決定的なことは言いづらいなというのが正直なところなんです。

落としどころを想定しないと、迷走するのが目に見えておりますんで、ある程度落としどころを想定しながら議論を進めていければなというふうに思っております。

とりあえずの受け止めとなります。

○原嶋委員長 鈴木克徳委員、いかがでしょうか。

○鈴木（克）委員 とりあえず今日のところはこのような議論で良いのではないかと思います。い

くつか気になる点をお話しさせていただいたので、これから検討していただけたらと思います。ありがとうございます。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございました。

これまでこの件でご発言がまだないのは、鎌田委員、鋤柄委員、二宮委員ですけれども、いかがでしょうか。

○二宮委員 原嶋委員長、すみません。よろしいですか。

もうほぼ皆様のご議論を伺って、だいたい聞きたかったこと、出たんですけども、1点だけ、先ほど冒頭のほうに何人かの委員の方からありましたコンサルタントの方も含めたアンケートと言いますか、ご意見聞き出してみたいなことをご予定なさっていらっしゃるということで、それは非常に大切なことだと思いますので、ぜひ私からもお願いしたいと思うのですが、どういうことを聞くかという質問項目について、どのタイミングで聞き取りをされるのか、アンケートを取られるのかにもよりますけれども、今期の委員会の中で、委員の中からも提案とか、あるいは、確認みたいのをする機会、チャンスをいただけるかどうかということが1点。

それとその集まってきたローカルコンサルの方まで含めると、非常にたくさんの数になるまで、どこまで拾えるのかということがあるかもしれませんが、ローカルのコンサルの方と、そこと一緒に仕事をされる、元請けという言い方がいいのかどうかわからないんですけども、JICAから直接調査の委託を受けられた日本のコンサルタントの方と、それぞれのご意見を項目ごとに分けて整理するような整理の仕方がもしできれば、そういうまとめ方をさせていただくと、これかなり面白い対比になるのではないかなというふうに、意見がだいぶ違ってくるような気がしますので、非常に運用をこれから考えるうえで有効な資料になるかなと感じましたので、その1点。

二つ目はコメントですけども、二つだけ、申させていたいただきたいと思います。

以上です。

○原嶋委員長 二宮委員、検討課題のコンテンツについて、何かご専門立場で、今の段階で何かご意見あれば、ぜひご披露いただきたいんですけど。

○二宮委員 5枚目のスライドですか。検討課題を抽出するという点、3つの項目挙げていただいて、非常に私も先ほど冒頭で、西井さんおっしゃった、ほぼほぼもう論点っていうのは、既に今まで出ていますので、そんなに物凄く新しいものっていうのは、先ほど源氏田副委員長からご提案があったような、新しいものの頭出しみたいなのを除いてはないかなと思うのですが、機会をいただいたので、1点だけ。

二つ目、統一された方針・基準・解釈等を設定する必要がある事項っていうのがあって、もちろん方針とか基準は、これまでの議論で、ある程度設定されてきて、それを使ってどうそれを解釈するかということを案件ごとに議論しているということになると思うんですが、結構この解釈はそれぞれのケースで、わりかし異なってきたと思うので、置かれている状況とか、それから案件の種類だとか、あるいは事業の種類、道路なのか、発電所なのかとか、そういうことによって、ずいぶん、解釈の仕方が多様なような気もしていますので、判例集じゃないですけども、何かそういう、どの案件の時には、この方針基準についてはどういう解釈をしたかなということ、わりかしすぐに見直せるような、そういう冊子みたいなのがあると、非常に運用がスムーズになるのではないかと日頃思っていますので、ちょっとこの今回の見直しの中でできるかどうかは、難しいのかもし

れませんが、そういうことを意識した資料まとめをしていただけるといいのかなということを感じました。

以上です。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございました。

鎌田委員、鋤柄委員、もし機会があればご発言いただきたいと思いますけれども。

鋤柄委員、どうぞお願いします。

○鋤柄委員 はい、鋤柄です。

今の、二宮委員のおっしゃったこれまでの方針・基準・解釈、これについて、全くおっしゃるとおりだと思います。これをがちがちに一律のものとして定めてしまうと、物事が進まなくなると思いますので、二宮委員もおっしゃられたように、これについては、この場合はこうした、この場合はこうしたという、判例集とおっしゃいましたけれども、そういうものがあるととても使いやすくなるなという印象を持ちました。その辺はぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○原嶋委員長 はい、ありがとうございました。

鎌田委員はまだいらっしゃいますか。鎌田委員、どうぞご発言ください。

○鎌田委員 委員長、ありがとうございます。

ちょっと私自身まだこの委員の歴が短いので、今回改定に初めて関わるので、ちょっと中身についてというよりは、もし可能でしたら、全体会合の資料、毎回基本前日に来ると思うんですけど、4月の委員会で、検討課題整理したもの、暫定版をJICAさんのほうで準備していただくということなんですけど、もう少しちょっと早めに、もし可能でしたら資料を提供いただくとゆっくり見れて助かります。

以上です。

○原嶋委員長 長谷川委員、どうぞ。

○長谷川委員 はい、ありがとうございます。

今回の見直しの議論のための材料ということなんですけども、我々委員がいつも頼りにしているのは、目の前にあるガイドラインだったり、あるいは若干それを具体化したQ&Aだったり、それから毎回やってるワーキンググループや全体会合の資料だったりというあたりが、目に見えてあるものなんですけども、ガイドラインの中身がこういうふうな方針でやりなさいというふうなことが決まっておって、それが今度は調査団側のローカルコンサル、あるいは普通の調査団のほうに下りる場合には、より具体的な指示が、JICAさんのほうから業務指示書というか、TORという形で、環境社会配慮についても為されるということが多分具体的にあるかなと思うんですけども、その場合、例えば、コンサルさんとJICAさんがお話をする時に何らかの文書にしたマニュアルがあったりとか、あるいは、覚書程度のものがあったりとか、なんかいわゆるどの業務、環境社会配慮をやる時にも、これだけは守ってくださいねとか、あるいは例えば代替案の検討であれば、こういうふうな枠組みで、こういうふうな定量的な手法も検討しながらとか、なんかそのガイドラインをより深くした、より方法論的な、コンサルタントさんのほうへ指示する内容が文書かなんかで、もしあるのかなというのが私、常々疑問に思ってたんですけども。

例えば、そんなものがもしあれば、今回議論する時に、より具体的な方策を皆さんで論議する時

に、非常にヒントというか、いい材料になるかなというふうな気はするんですけど、そういうものは、JICAさんとコンサルさんがやりとりをする中で、今あるんですか。

こんな質問するのは良くないのかもしれませんが、その辺ちょっと状況がどうなっているのか聞かせてもらえばありがたいなと思います。よろしくお願いします。

○西井 長谷川委員、ありがとうございます。審査部、西井でございます。

コンサルタントとの間での文書という意味では、公式にはやっぱり業務指示書というもの、契約書上どういう調査項目をやりなさいとか、いつまでに何をやりなさいっていうのは事細かに書いておりますので、それが一つかなと思います。もちろんいろいろと日常的にはやり取りしながら、相談しながら進めておりますんで、その中で指示は出してるんですけど、文書という意味では、一義的にはこれかなという気がします。

○原嶋委員長 長谷川委員、いかがでしょうか。

次移りまして、山岡委員、どうぞご発言ください。

○山岡委員 はい、山岡です。

今回、検討課題の抽出のポイントとして、統一された方針・基準等を設定する必要ということがありますので、世銀のポリシーとの整合性っていうのが、このJICAガイドラインでは非常に重視されているわけですし、私もその世銀ポリシーが前回のJICAガイドラインの改定以降、どんなふうに変更されているのか、ちょっと勉強不足もあり、把握してないところもありますので、もし世銀のポリシーが改定されているようで、これがまたガイドラインにどういふふうに影響するのか、今回の運用に対しても、もしそれが影響するようであれば、そういう情報も提供していただければありがたいなというふうに思います。

ということで、状況をもしJICAのほうで、把握されているようでしたら教えていただければと思います。

以上です。

○西井 審査部、西井でございます。ありがとうございます。

世銀のポリシー、いわゆるESF、Environmental and Social Frameworkに関しましては、2016年改訂が基本的に前回改訂で、そこから細かいところはあるかもしれませんが、基本的には変わってないという認識でございます。IFCも今、改訂見直しされているという認識ではあるんですけど、まだ具体的な内容が決まっている段階ではないというふうに理解しております。

ESF自体、我々もよく参照しますけれど、それ自体は根本的には、今変わってないという理解しております。

とりあえずの回答、以上になります。

○原嶋委員長 はい、重田委員、どうぞご発言ください。

○重田委員 先ほど質問っていうか、コメントみたいな形で、JICA法の一部改正、それが今回の環境社会配慮ガイドラインに影響を与えるのかどうか。で、与えるんだったら、どういう部分が与えられるのかどうか。ステークホルダーとか民間資金の活用とか、いろいろ出てくると思うんですけども、ちょっとその辺、もしあれだしたらご回答いただけないでしょうか。

以上です。

○西井 はい、審査部、西井でございます。大変失礼いたしました。

ご質問いただいた件、確かに新しいいろいろとスキームが導入されていまして、ただ、個々のスキームに関して、ガイドラインの適用に関しては、今までのスキームと同様に、適用の仕方は検討しておりまして、基本的に同じようなルールのもとに運用している、今のところそれでなんとか運用しているというところではありますので、ガイドライン適用できなくなっているとか、そういうことではなく、準用しながら、基本的に同じ条件を満たしていただいているというのが現状ではあります。

ただ、先ほどから、錦澤委員ですとか、田辺委員からも指摘ありましたけれども、支援の環境としていろいろと状況が変わってきていて、どちらかという走りながら考えるような、どこまで柔軟にやっていくかっていうところは、場合によっては議論しなければいけないところなのかなというふうには感じているところです。ちょっと抽象的で恐縮ですが。

○重田委員 はい、ありがとうございました。

○原嶋委員長 どうぞ、奥村委員、ご発言ください。

○奥村委員 奥村ですけれども、さっきリンクを送ったので、リンクを表示していただけますでしょうか。

一応、念のための、さっきのやり取りの確認なんですけれども、基本的にはコンサル側に示されるのはこの後ろに特記仕様書があって、環境社会配慮のガイドラインがありますけれども。そこら辺です。

基本的にはこれで環境社会配慮ってなって、下にいろいろ何をチェックしなきゃならないかって、いろいろ書いてありますけれども。自然調査で何をやるのか、環境社会配慮でアセスメントで何をやるのか書いてありますけど、基本的にはこの文書をコンサルにはお渡しするだけで、プラスアルファの補足資料みたいなのは渡してないっていう理解でよろしいですか。

○西井 基本的にはこれが契約文書でございますので、コンサルタントへの業務依頼は基本この文書です。で、関連するマニュアルとか、いろいろと細かい文書はありますので、個々の手続論に関しては付属文書はあるかもしれないですが、基本的な作業としての指示はこの文書がベースになっているという理解ですが、よろしいでしょうか。

○奥村委員 はい、ありがとうございます。

あともう1点質問なんですけど、これって結構案件別に内容って大きく変わったりはするんですか。だいたい基本的には同じような内容になってるんでしょうか。

○西井 はい、ありがとうございます。

案件によってその構成要素が変わってきますので、例えばその住民移転があるないですとか、保護区入ってる場合はその対応しなければいけないですとか、先住民いるかないかとか、条件に応じて、その記載ぶりは修正しておりますし、特定の要件、特定の要素として特にやらしてもらわなきゃいけない調査がある場合は、特出しで項目を書いたりっていうようなことは調整しております。個々の調査項目の項目自体を細かく書き分けているわけではなくて、住民移転計画作るとなると大体やることは同じですので、そこはある程度定型になっているというようなイメージです。

○原嶋委員長 奥村委員、いかがですか。

○奥村委員 すいません、事実確認だったので、わかりましたということで。ありがとうございます。

○原嶋委員長 それでは今、大きくは見直しの進め方ということと、検討課題のコンテンツ、多様なご意見いただきましたので、審査部のほうでは、今、記録を取っていただいておりますので、それをまた整理していただいて、次の段階で、またご披露いただくということで進めさせていただくということです。特にもしどうしても重要な点ございましたら、ご発言機会ありますので、サインを送っていただきたいと思っておりますけど、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、全体を通して何か審査部のほうから、今後の方針と言いますか、所信表明をお願いします。

○西井 はい、ほぼ決意表明になってしまうんですが、これからちょっと大変な作業に入りたいと思います。助言委員の皆様には、ぜひ忌憚のない助言をいただきながら、インプットいただけると大変ありがたいと思っておりますので、ご協力お願いいたします。

改めて3月の委員会の時に、具体的な議題、議論させていただければと思っております。よろしくお願いいたします。

○原嶋委員長 はい、どうもありがとうございました。

それでは、時間的にも最後になりますけども、ご発言、何かありましたら、遠慮なく頂戴しますので、サインを送ってください。

田辺委員、大丈夫ですか。

○田辺委員 特にございません。大丈夫です。

○原嶋委員長 それでは、これから意外にちょっと時間的には結構タイトですし、ちょっと選考っていうか、期間の満など挟んでおりますけども、積極的なご議論をお願いしたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

あと先ほど、その前の例のエジプトの件は、様々問題をはらんでおりますけども、また積極的にご議論をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

最後になりますか。よろしいでしょうか。今後のスケジュール確認ということです。

○西井 はい、事務局の西井でございます。

今後のスケジュールですが、次回の全体会合、3月9日14時からということで想定させていただいております。

その間のワーキングですが、ヨルダンの案件、2月20日にワーキング予定しておりますので、ご担当の委員の皆様にはお手数をおかけしておりますが、よろしくをお願いいたします。オンラインと会場でもご参加いただけますので、ご連絡いただければと思います。よろしくをお願いします。

○原嶋委員長 最後になりますけど、何かご発言ありましたら、遠慮なく、サインを送ってください。よろしいでしょうか。

それでは、長い時間どうもありがとうございました。

全体会合、これで終了させていただきます。どうもありがとうございました。

閉会16:14